

南島原市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和8年3月26日

南島原市監査委員 伊藤 幸雄

南島原市監査委員 小嶋 光明

令和7年度

南 島 原 市

定期監査及び行政監査報告書

南島原市監査委員

# 令和7年度 定期監査及び行政監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

### 2 監査の対象

#### (1) 部局等

総務部	総務秘書課、人事課、財政課、防災課、管財契約課
地域振興部	地域づくり課、商工観光課
市民生活部	市民課、深江支所、布津支所、有家支所、西有家支所、北有馬支所、南有馬支所、口之津支所、加津佐支所、税務課
福祉保健部	福祉課、こども未来課、北有馬こども園、保護課、健康づくり課
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
市立小・中学校	深江小学校、深江中学校

#### (2) 範囲

財務監査 令和6年度歳入歳出執行分

行政監査 令和7年度までの執行分

### 3 監査の期間

令和7年10月1日（水）から令和8年3月19日（木）まで

### 4 監査の着眼点

#### (1) 着眼点

財務に関する事務の執行、経営にかかる事業の管理及び行政に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

#### (2) 重点項目

- ア 補助金に関する事務の執行状況について
- イ 随意契約に関する事務の執行状況について
- ウ 備品の管理状況について（学校のみ）

## 5 監査の実施内容

監査の重点項目となる事務について、対象部局へ調査票の提出を求め、現地調査により関係書類の検査・照合を行うとともに、本書で示した監査の着眼点について、所管課長及び関係職員から説明を聴取した。

なお、監査の実施に当たっては、南島原市監査基準（令和2年4月1日監査委員告示第1号）に準拠した。

## 第2 監査の結果

### 1 総 評

監査を実施した結果、今後の行政運営に資するためにも、次のとおり総評する。

補助金等の交付事務については、補助対象団体等から提出された実績報告書が当該要綱に規定した期限を超過して提出されている事例や、事業の期間及び完了日が明確に記載されていない事例が見受けられた。補助金等の交付にあたっては、交付要綱等に規定する、趣旨、目的、補助対象経費、補助率等の具体的要件に基づいた審査を行い、事業の成果について交付決定の内容や条件に適合することに加え、事業の完了日及び書類の提出期限についても十分に確認するよう留意されたい。

南島原市補助金等交付規則に規定する交付請求書については、令和7年3月13日付で、概算払い又は前金払いを必要とする理由を明記する改正を行っている。しかしながら、補助対象団体等からの交付請求書には、「団体の運営に支障をきたす。」「補助金がなければ団体の運営ができない。」などの記載に留まり、「支障をきたす。」「運営ができない。」ことについて具体的な理由が示されていない事例が散見された。補助事業完了後の支払が補助金交付の原則であることから、概算払いによらなければ補助事業の目的が達成できないなどの理由について、厳格な審査が行われることが不可欠である。補助金等の申請事務について、補助対象団体等に対して合理的な理由を記載した書類を提出させるなど、適切な指導に努められたい。

なお、全庁的な取り組みとして、令和5年10月に財政課が示した「補助金等の適正化に向けた基本方針」を基に検証や見直しが検討されていることを確認した。今後も適正な補助金等交付事務の執行に努められたい。

随意契約については、競争入札に比べ事務手続きを簡略することができるが、一部、必要な事務手続きを失念し、支出事務を行っている事例が見受けられた。具体的には、業務起案、予定価格調書、検査調書の作成を失念している事例など、必要な決裁手続きの不備が確認された。監査期間中に改善の申し出があり、既に是正を確認したものもあるが、契約手続きについては、必要な事務処理を省略することなく適正な事務の執行に努められたい。各課においては、チェック機能が果たされる

よう管理職及び総括する立場の職員はその責務に努められたい。また、業者を指定して契約する特命随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号のどの号に該当するかを明確にし、説明責任を果たされたい。

なお、予定価格調書の作成を省略していた事例は、プロポーザル方式による契約案件において多く見受けられた。これは、企画提案の募集要領等に上限額を記載したことによるものと思料する。プロポーザル方式による契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約であることから、管財契約課が通知している「入札及び契約に関する事務取扱の運用について」に基づき、金額によっては予定価格調書の作成が必要となる。このことを踏まえ、契約事務を指導する管財契約課は、契約手続きにおける予定価格調書の作成について、改めて全職員への周知に努められたい。

備品管理については、対象とする小・中学校において現地調査を実施し、適正な管理が確認された。今後も、新規購入、備品の移管及び寄贈等について、登録漏れや登録誤りがないよう努められたい。

その他行政監査については、昨年度の監査から2か年計画で、全庁的な取り組みとして、DX推進と公共施設等総合管理計画について、聴き取り調査を行った。

DX推進基本方針に基づく行政のデジタル化の主な取り組み事例は、次のとおりである。

支所の窓口業務においては「申請書作成」「遠隔相談」「キャッシュレス決済」のシステム運用、商工観光課においては「地域通貨MINAコイン」によるキャッシュレスの推進、「施設予約」のシステム運用、こども未来課においては「電子申請」「電子回答」「オンライン面接」の活用、議会事務局においては「タブレット導入」による各種通知のオンライン化に努めている。

今後とも、全庁的にデジタル技術等を活用することで、更に住民の利便性を向上させるとともに業務の効率化を図られたい。

公共施設等総合管理計画に基づき施設の統廃合を図られている主な取り組み事例は、次のとおりである。

防災課においては「消防団詰所」の計画的な建替、口之津支所においては「旧口之津庁舎」の解体、福祉課においては「旧口之津デイサービス」の廃止、「生活館（地区公民館）」の譲渡又は廃止に関する協議、健康づくり課においては「西有家保健センター」「口之津保健センター」の用途を廃止している。

今後とも、公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、公共施設の効率的な管理運営に取り組まれたい。

監査の結果、対象とする財務事務及び事業の管理については、概ね適正なものとして認められたが、一部、事務手続の改善を要望する事項や留意すべき事項が見受けられた。以下に記載した「指摘事項」に関しては、例規違反及び再度の指摘に当たるため、必要な措置を講ずるとともに、所属長は職員の指導監督に努められたい。改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査委員へ遅滞なく通知されたい。

「注意事項」については、監査期間中に改善の申し出があり、既に是正されたものも確認されており措置を求めないが、今後とも適正な事務の執行に努められたい。

なお、事務の不備があった案件のうち、令和7年度において適正に執行されているものについては、内容を省略する。

## 2 「指摘事項」

### 【総務部】

#### (防災課 防災交通班)

##### (1) 補助金交付事務（実績報告書）について

南島原市交通安全協会運営事業補助金、南島原市交通安全母の会補助金、南島原市自衛隊家族会補助金及び島原半島防衛協会助成金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市総務部防災課関係補助金等交付要綱第5条第2項に規定した期限の超過が確認された。今後とも、補助対象団体に対して注意喚起を行うとともに、厳格な補助金交付の審査に努められたい。

なお、令和5年度の定期監査において実績報告書の提出期限について指摘を行っており、防災課から改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも当該要綱に定められた期限の超過が確認された。他の案件についても、同様の規定違反が無いか十分に精査したうえで、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

## 3 「注意事項」

### 【総務部】

#### (総務秘書課)

(1) 契約事務において、一部、不備があったが、監査期間中に改善の申し出があり、既に是正が確認された。今後とも、適正な事務の執行に努められたい。

#### (人事課)

(1) 委託料にかかる随意契約において、一部、「執行伺」及び「予定価格調書」の不備があった。今後は、契約管理システムを活用するなど、適正な事務の執行に努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

**(財政課)**

(1) 財務に関する事務の執行等は、適正に処理されたものと認める。

**(防災課)**

(1) 契約事務において、一部、不備があったが、監査期間中に改善の申し出があり、既に是正が確認された。今後とも、適正な事務の執行に努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

**(管財契約課)**

(1) プロポーザル方式による契約手続きにおいて、複数の課において予定価格調書の作成を省略している事例が見受けられた。契約事務を指導する管財契約課は、契約手続きにおける予定価格調書の作成について、改めて職員に対して統一的な事務の周知に努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

**【地域振興部】**

**(地域づくり課)**

(1) 契約事務において、一部、不備があったが、監査期間中に改善の申し出があり、既に是正が確認された。今後とも、適正な事務の執行に努められたい。

(2) その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

**(商工観光課)**

(1) 契約事務において、一部、不備があったが、監査期間中に改善の申し出があり、既に是正が確認された。今後とも、適正な事務の執行に努められたい。

(2) その他、監査時に指摘した軽微な事項について留意されたい。

**【市民生活部】**

**(市民課)**

(1) 財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

**(各支所)**

(1) 財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

**(税務課)**

(1) 財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

## 【福祉保健部】

### （福祉課）

（１）財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

### （こども未来課）

（１）財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

### （北有馬こども園）

（１）財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

### （保護課）

（１）財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

### （健康づくり課）

（１）情報提供業務にかかる随意契約において、一部、契約手続きの不備があった。今後は、契約管理システムを活用するなど、適正な事務の執行に努められたい。

（２）その他、監査時に協議した軽微な事項について留意されたい。

## 【議会事務局】

（１）財務に関する事務の執行等は適正に処理されたものと認める。

## 【選挙管理委員会事務局】

（１）契約金額 50 万円以上の業務案件において、一部、検査調書の不備があった。今後は、調書の作成に留意し、適正な契約検査事務の執行に努められたい。

## 【市立小・中学校】

### （深江小学校）（深江中学校）

（１）備品管理は適正に処理されたものと認める。